

学校いじめ防止基本方針

龍ヶ崎市立松葉小学校
令和8年4月

龍ヶ崎市立松葉小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条から）

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。以下は、本学校教職員がもついじめについての基本的な認識である。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こりうるものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きなかわりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめをうけた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもといじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こりうるものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童（生徒）、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

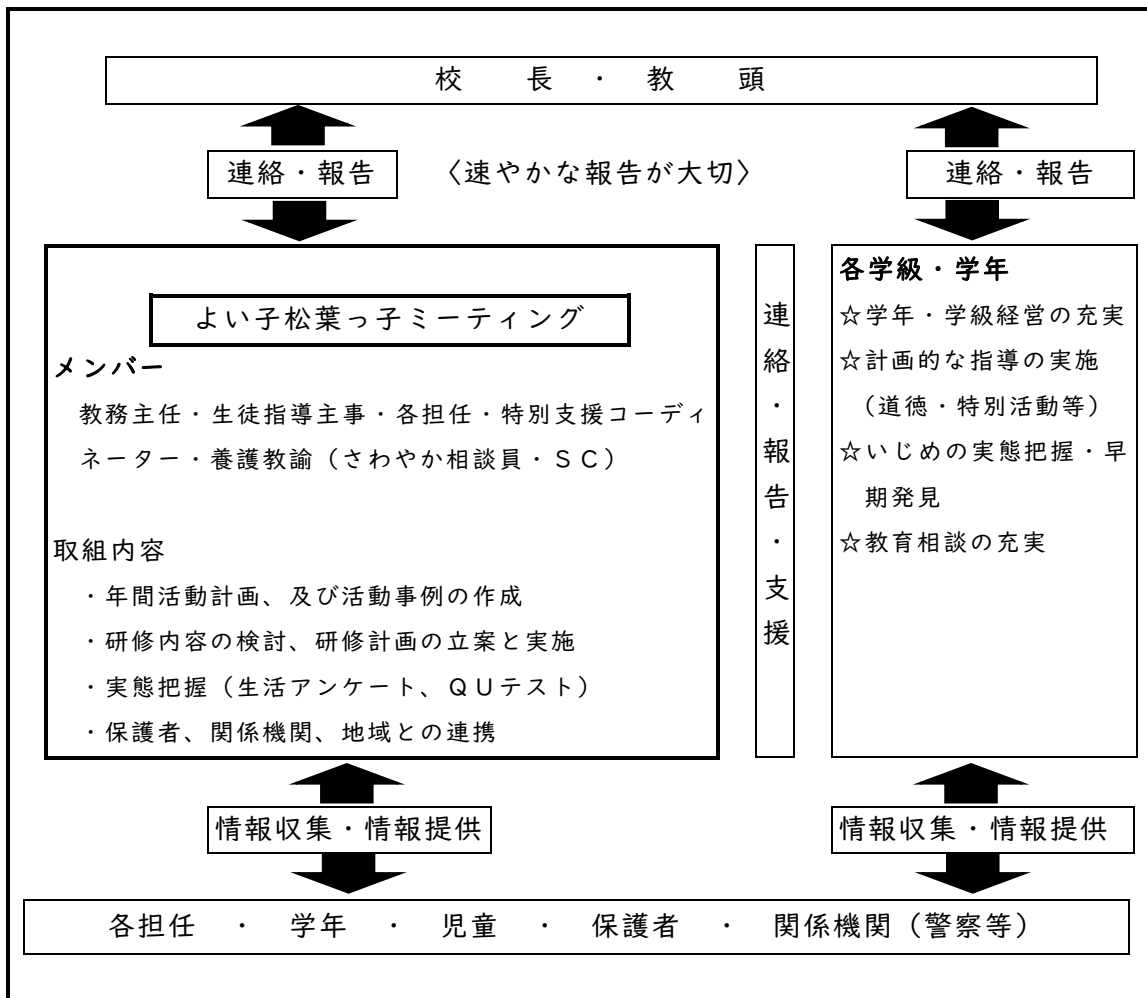
3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

(1) いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

① いじめ問題に取り組むための組織（平常時）

◆未然防止・早期発見のための組織「平常時」◆



② 児童のよさを伸ばす教師のかかわり

児童は人格ある存在である。児童の人格を大切にして、謙虚な思いで接する教師を児童は理解する。教師が本気で児童を思う気持ちを児童は理解する。

- ア 教師は、お互いを支え合い、磨き合い、児童に信頼される人格を形成すること。
- イ 教師は、児童を認め励まし、児童に信頼されるようなかかわりをする。
- ウ 教師は、自ら学び続け、児童に信頼されるような授業をすること。

③ 学年・学級経営の充実

一人一人の児童をいとおしく思い、皆平等の精神で接し、児童理解に努めることは、大変重要な営みである。

- ア 本気で向き合うことができる時間の確保
- イ 目立つ子よりも目立たない子・おとなしい子への配慮
- ウ 児童との会話から、安心感・安定感をもたせ自信を形成
- エ 柔らかな学級担任のまなざし（受容の気持ちをもつ）
- オ 様々な場面をとらえ、学級担任の思いは、期待感、希望など前向きな話
- カ 朝の会・帰りの会の有効活用
- キ ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンターを取り入れた人間関係づくり
- ク 自己有用感や自己存在感を高める言葉かけやグループ活動への指導
- ケ ノートや日記指導などからの友人関係の把握

④ 授業における生徒指導

毎時間の授業においては、「分かる授業」を心がけ、児童のできる喜び、わかる体験を多く積み上げていこうとする授業展開を目指す。そのためには、教材研究や共同指導案の練り上げなども必要であり、全校で「分かる授業」を目指そうとする風土を作ることが大切である。

- ア 学び合いの授業を目指し、安心して授業に臨める雰囲気を作る。
- イ 授業の場で児童の居場所をつくる。
- ウ 分かる授業を行い、児童の主体的な態度を養う。
- エ 共に学び合うことの意義と大切さを実感させる。
- オ 学ぶことの意義を理解させ、家庭での学習習慣を確立させる。

⑤ 道徳や体験活動の充実

「優しい心」や「がまんをする心」等豊かな心の育成は、児童の健全育成に不可欠な資質である。道徳教育は、各学年の発達段階に応じ、教育活動全体を通して、継続的・段階的に行う営みである。特に道徳の時間や体験活動の充実は、不可欠である。

- ア 道徳の授業により、道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然防止する。
- イ 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ウ 自作資料や、松葉小の児童の生活体験に合った題材、資料等を取り扱った道徳の授業を展開する。
- エ 人や物とのふれあいを通し、知識や技能を全身で学び取る体験を通し、感動する心や命を大切に作る心、共に生きる心に気づかせていく。
- オ 福祉やボランティア、高齢者とのふれあい会などを通し、体験活動を体系的に取り入れることで、豊かな心を育成する。
- カ 道徳の時間の充実を図り、「わたしたちの道徳」を活用し、心に問いかける授業を展開する。

⑥ 児童会活動の充実

学級の係活動、当番活動（日直、給食、清掃など）、児童会活動など学級生活、学校全体、友達に貢献できる活動では、児童の行動・行為の事実を賞める場面が多くある。児童の主體的な活動を認め、見守り、支えていく。

ア 教師が仕組んだり支援したりしてできたことは、児童のがんばりとして賞

イ 児童は、自分を認めてくれた仲間、教師は好きになる。

ウ 松葉っ子スローガンの作成

【児童がつくりあげた松葉スローガンの意識化】

毎年、児童会を中心に今年度のスローガンを掲げ、目標として取り組んでいる。自分たちで、できる体験、できる喜びを増やしていけるように教師が支援する。

令和 8 年度のスローガン 『**違いを認めて 支え合う 優しさあふれる 松葉っ子**』

⑦ 学校行事の充実

運動会、校外学習、卒業式、修学旅行などの学校行事には、計画、準備段階から児童を伸ばしたり、励ましたり、賞めたりする機会がたくさんある。これらの行事から、教師と児童の人格的なふれあいを深めていく。

ア 「どの子を」「どんなことを」「どんな場面で」「何を伸ばすか、育てるか」など、児童一人一人のよさが活きる活動に取り組ませる。

イ その子のよさを認め、褒める活動を積むことで、成功体験に結びつけていく。

ウ 学校行事を通し、グループ内で、友だちのよさを認める活動を取り入れる。

⑧ 開発的予防的な生徒指導の取組

(2) いじめに対する認識や気付きへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

① 教師と児童との普段のかかわり

教師として、児童一人一人の小さな呟きをしっかり受けとめ、皆平等の気持ちをもち、学級経営観をきっちりと習得することが大切である。

ア 「分かる授業」を目指した授業改善

イ 休み時間の児童の様子観察【一人になっている子はいないか、教師の周りにだけいる子はいないか、物がなくなったり、隠されたりしていないか等】

② 学校生活（いじめ）アンケートの実施

「学校生活アンケート」を毎月末に実施し、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。

ア 学校生活アンケートの実施

イ いじめチェックリストの活用

③ 教育相談の充実

毎月実施している個別相談体制を充実し、また、養護教諭やさわやか相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した相談体制の充実に努める。

ア 毎月の教育相談の実施による児童理解

イ 学級集団の背景や学級の成果と問題点を考えた教員研修の充実

④ 家庭、地域との連携

学校は、日ごろから家庭、地域との連携を深め、いじめ問題に取り組むことが大切である。家庭や地域からの情報交換は、学校のアンテナ機能を高める上で重要である。

ア 家庭での様子や友だち関係について、情報根幹を密に図り、指導に生かすようにする。

イ 「いのちの伝言ダイヤル」や「いじめ問題サポートセンター」などの窓口があることをたより等で知らせておく。

⑤ 関係諸機関との連携

緊急な生徒指導上の問題が発生した時には、龍ヶ崎市警察署や児童相談所との連携を密に図り、迅速に対処していく。

ア 所轄警察及び市教育センター、こども課と児童生徒たちの情報連携を図るために、定期的に電話連絡、または出向いて情報交換や話し合いの機会をもつ。

⑥ いじめ問題に関する研修

生徒指導主事を中心に、いじめ問題についての研修の充実を図り、いじめへの未然防止、また発生時には、適切に対応できるよう教職員の意識を高める。

ア 事例研修を通し、いじめに対する職員の意識を高め、チームで対応する取組に努める。

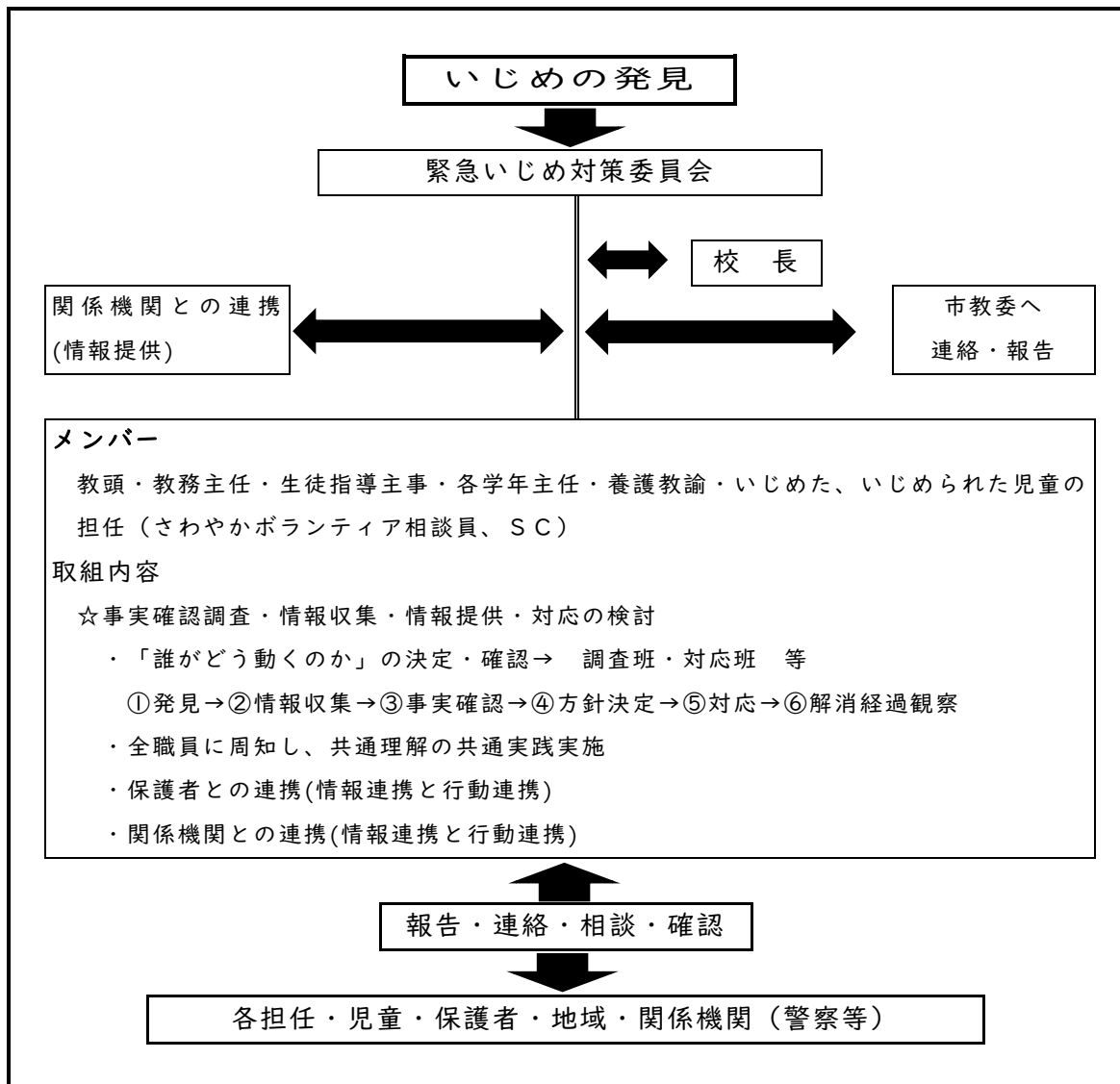
イ 児童理解のためのカウンセリングやグループエンカウンターなどの指導方法を学び、学級経営に生かす研修の充実を図る。

(3) いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応）

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

① いじめ問題に取り組むための組織（いじめ発生時）

◆いじめ発見時の対応組織「いじめ発生時」◆



② いじめへの対応

措置アンケート、児童の訴えや保護者等からの情報提供があった場合、速やかにいじめ防止委員会を開催し、次の内容について確認し複数の職員で対応に当たる。

ア いじめ防止委員会を開催し、指導内容、指導過程等について協議及び全職員への事実の周知

イ 事実確認の徹底

(ア)いじめを受けた児童からの聞き取り

(イ)いじめを受けた児童からの聞き取りに基づいた事実確認

(ウ)いじめを行った該当児童への聞き取り

ウ 事実確認後の報告

(ア)いじめを受けた児童、いじめを行った児童からの聞き取った内容についての確認及び保護者への報告内容、指導内容について協議

(イ)いじめを受けた児童の保護者への事実確認の報告及び今後の支援体制の連絡
(ウ)いじめを行った児童の保護者への事実確認の報告及び今後の指導内容の連絡
エ 今後の指導内容

(ア)いじめを受けた児童への支援内容、支援体制の確認
(イ)いじめを受けた児童の保護者への上記「6(2)(ア)」の説明と今後の協力依頼
(ウ)いじめを行った児童への指導内容、指導体制の確認
(エ)いじめを行った児童の保護者への上記「6(2)(ウ)」の説明と今後の協力依頼
オ いじめ発生に係る分析と今後のいじめ防止に対する対応
(ア)いじめが発生した原因の究明及び全職員での確認
(イ)今後のいじめ防止に係る取組内容、指導内容・体制の検討
(ウ)改めて「いじめは絶対にしてはいけないこと」を全児童、全職員への周知
カ 龍ヶ崎市教育委員会（以下、市教委）への報告
上記①から⑤について、適時に報告をする。

③ 重大事態と判断されるいじめへの対応

【重大事態の定義】

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

（「いじめ防止対策推進法」第28条第1項から）

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 児童が精神的な疾患が発生した場合（不登校を含む）
- ③ 児童が重大な危害（暴行、傷害、金銭等の強要等）を加えられた場合
- ※ 児童や保護者からの申立てがあった場合は、重大事態が発生したのものとして報告・調査等に当たる。

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童生徒や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対応を行う。

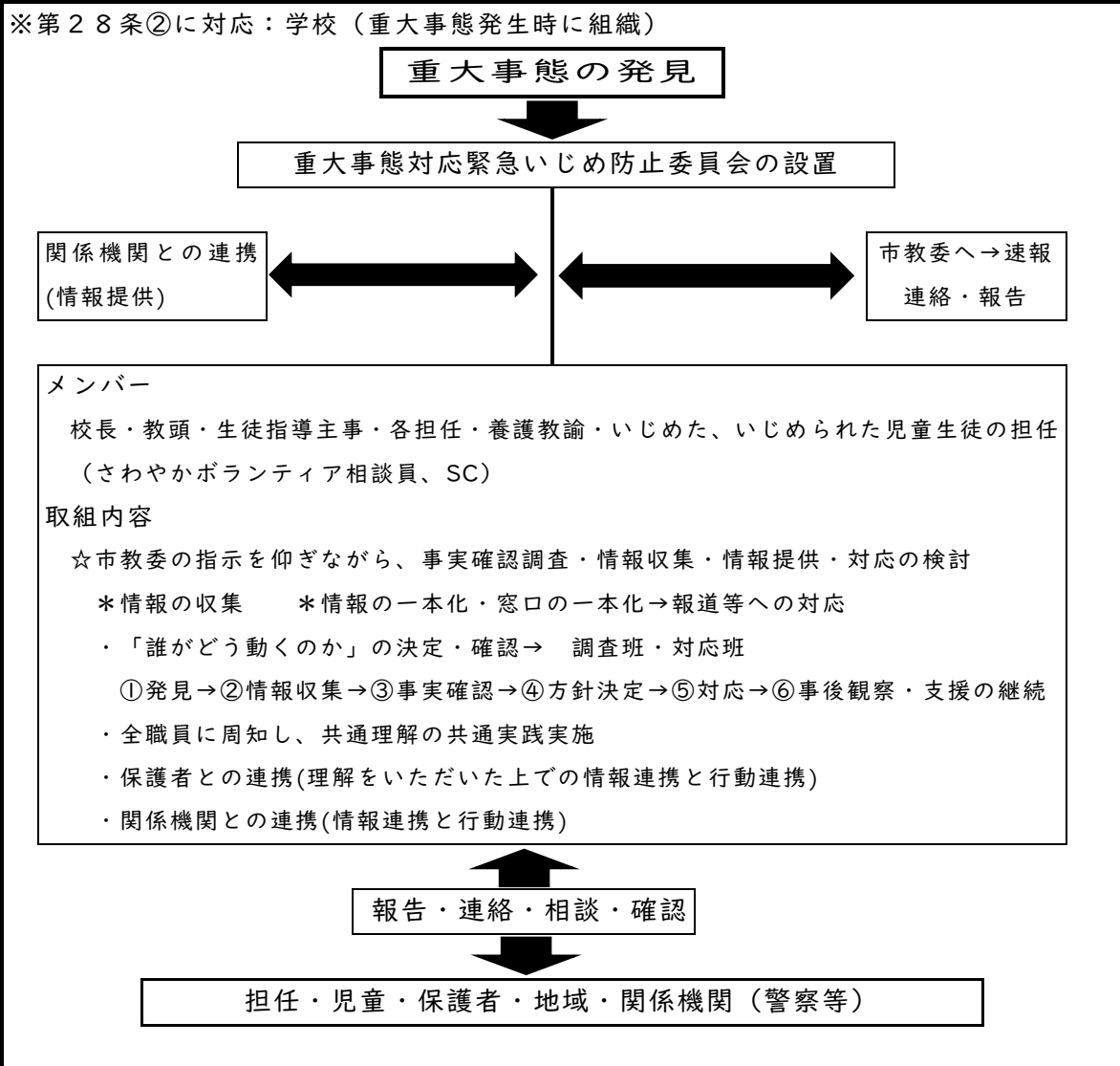
- ア 重大事態が発生した旨を、龍ヶ崎市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。
- エ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- オ いじめを行った生徒・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の子どもの教育をうける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。
- カ いじめの周辺にいる生徒たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。

(4) 重大事態への対応

児童がいじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、または、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、次の対応を行う。

- ① 重大事態が発生したことを、龍ヶ崎市教育委員会に速やかに連絡する。
- ② 重大事態発生時の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ③ いじめを受けた児童、保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ④ いじめの周辺にいる生徒たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣事業やさわやかボランティア相談員等を、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。

◆いじめ発見時の対応組織「重大事態発生時：学校組織で調査する場合」



4 その他の重要事項

(1) 取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)

① いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。さらに、次年度の取組に生かす。

ア いじめの未然防止・再発防止に関する取組について

イ いじめの早期発見・対応に関する取組について